



発行 東京都

目次

告示

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等

告示(教)

○博物館に相当する施設の指定

公告

○開発行為に関する工事完了

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一  
件) …(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

●東京都告示第七百四十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)新ごみ焼却施設整備事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

小平・村山・大和衛生組合  
管理者 小林 正則

二 対象事業の名称及び種類

小平市中島町二番一号  
(仮称)新ごみ焼却施設整備事業  
廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、小平市中島町二番一号に位置する既存のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を撤去して、新しいごみ焼却施設の建設を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間  
令和二年五月十一日から同月二十五日まで。ただし、

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 小平市環境部資源循環課  
小平市小川東町五丁目十九番十号 小平市リサイクルセンター内

イ 東大和市環境部環境課

東大和市中三丁目九百三十番地  
ウ 武蔵村山市協働推進部環境課  
武蔵村山市本町一丁目一番地の一

エ 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千五百五十六番地の九  
オ 東京都環境局総務部環境政策課  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

カ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎  
三階



表1-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>＜工事の施行中＞</p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う騒音】</b> 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「騒音規制法」に定める規制基準を下回る。 さらに、建設機械の点検、整備を行い性能の維持に努めるとともに工事工程の管理を行い、建設機械が過密に稼働することがない計画とする等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 ・3号ごみ焼却施設解体工事 71dB (敷地境界南側) [規制基準55dB] ・新ごみ焼却施設建設工事 72dB (敷地境界南側) [規制基準55dB] ・4・5号ごみ焼却施設等解体工事、管理棟建設工事 73dB (敷地境界北側) [規制基準55dB]</p> <p><b>【建設機械の稼働に伴う振動】</b> 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める報告基準を下回る。 さらに、建設機械の点検、整備を行い性能の維持に努めるとともに工事工程の管理を行い、建設機械が過密に稼働することがない計画とする等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 ・3号ごみ焼却施設等解体工事 60dB (敷地境界南側) [報告基準70dB] ・新ごみ焼却施設建設工事 67dB (敷地境界南側) [規制基準75dB] ・4・5号ごみ焼却施設等解体工事、管理棟建設工事 63dB (敷地境界北側) [規制基準75dB]</p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う騒音】</b> 予測結果は、松の木通り(地点①)で環境基準を超えている。なお、松の木通り(地点①)は現況調査結果で既に環境基準を超えているものの、工事用車両及び工事中の廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの増加量は2.1dBに留まる。 その他の地点において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(65～70dB)を下回り、現況廃棄物等運搬車両を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.6～1.0dBである。 さらに、工事用車両の走行ルートは、分散させる。また、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにすることから工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 ・昼間 59～68dB [環境基準55～70dB]</p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う振動】</b> 予測結果は、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活に適用する規制基準(昼間：60～65dB、夜間：55～60dB)を下回る。 さらに、工事用車両の走行ルートは、分散させる。また、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにすることから工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 ・昼間 56～58dB [規制基準60～65dB] ・夜間 35～46dB [規制基準55～60dB]</p>

表1-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>＜工事の完了後＞</p> <p><b>【施設の稼働に伴う騒音】</b> 全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定工場に係る騒音の規制基準(面基準とも朝・夕・夜間45dB、昼間50dB)を下回る。 さらに、設備機器の使用にあたっては点検・補修等の維持管理を適切に講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 ・朝・夕・夜間 45dB (敷地境界最大地点) [規制基準45dB] ・昼間 48dB (敷地境界最大地点) [規制基準50dB]</p> <p><b>【施設の稼働に伴う振動】</b> 全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準(面基準とも昼間65dB、夜間60dB)を下回る。 さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 ・昼間 58dB (敷地境界最大地点) [規制基準 昼間：65dB] ・夜間 56dB (敷地境界最大地点) [規制基準 夜間：60dB]</p> <p><b>【施設の稼働に伴う低周波音】</b> 各地点の昼間及び夜間における施設の稼働にG特性音圧レベル(L<sub>63</sub>)は既存ごみ焼却施設の稼働時と同程度(55～76dB)又はそれ以下と予測されることから、評価の指標とした知覚できる100dBより下回る。 また、1/3オクターブバンド平均特性音圧レベルについても、既存ごみ焼却施設の稼働時と同程度(37～70dB)又はそれ以下と予測されることから、評価の指標とした心理的影響及び物理的影響の70～115dBより下回る。 さらに、設備機器は、壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮することにより施設の稼働に伴う低周波音の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <p><b>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音】</b> 予測結果は、松の木通り(地点①)で環境基準を超えている。なお、松の木通り(地点①)は現況調査結果で既に環境基準を超えているものの、廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの増加量は0.3dBに留まる。 その他の地点においては、評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(65～70dB)を下回り、現況廃棄物等運搬車両を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.0～0.6dBである。 さらに、廃棄物等運搬車両の走行に際しては、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップ等の励行の注意喚起を徹底することから、廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 ・昼間 57～67dB [環境基準55～70dB]</p>

表1-1(5) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う振動】</p> <p>予測結果は、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活に適用する規制基準（60～65dB）を下回る。</p> <p>さらに、廃棄物等運搬車両の走行に際しては、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びブレーキ・エンジンストップ等の助行の注意喚起を徹底することから、廃棄物等運搬車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。</p> <p>・昼間 54～57dB【規制基準60～65dB】</p>
土壌汚染	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【土壌中の有害物質等の濃度】</p> <p>計画地内における土壌調査結果では、既存4・5号ごみ焼却施設の灰積出場付近から採取した試料において「鉛及びその化合物」の土壌含有量の基準値超過が確認された。その他の調査地点の有害物質含有量・溶出量は全調査項目で「土壌汚染対策法」による指定基準及び東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準を下回った。</p> <p>当該土壌含有量の基準値超過区画については、工事開始前に、詳細調査を実施し、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」の環境基準を下回る結果であった。</p> <p>また、ごみや灰等に含まれる汚染物質は事前に除去されるため、工事中の作業により土壌が汚染されるおそれはない。</p> <p>さらに、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、土壌中の有害物質により新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p>
	<p>【地下水への溶出の可能性の有無】</p> <p>現地調査では、地下水中の有害物質及びダイオキシン類の濃度はいずれも環境基準を下回った。</p> <p>また、土壌中の有害物質により新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p> <p>したがって、有害物質が地下水へ溶出する可能性はなく、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p>
	<p>【汚染土壌の量】</p> <p>「鉛及びその化合物」の土壌含有量の基準値超過が確認された。</p> <p>当該区画については、汚染の除去や拡散防止等、適正に対策を講じる。</p> <p>なお、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p> <p>【新たな土地への拡散の可能性の有無】</p> <p>関係法令に基づく基準を満足し、土壌汚染の拡散がないことから、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p>

表1-1(6) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【地盤の変形の範囲及び程度】</p> <p>工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留め壁（SWM）や鋼矢板による山留め工法を採用する。さらに掘削工事の進捗に合わせて、必要に応じて切梁支保工を設ける等、山留め壁面への土圧・水圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。</p> <p>したがって、掘削工事に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p>
	<p>【地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の浅い区域（GL約-4m）は、鋼矢板を掘削深度より深い位置まで根入れをし、掘削深度の深い区域（GL約-22m）は、遮水性の高い山留め壁（SWM）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-30mまで根入れして、帯水層からの地下水の湧出の抑制及び山留め壁下側から回り込む地下水の流入を防止する。これらの対策により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>さらに、地下水位の変動を把握するとともに、地盤面の変位を定期的に測量し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>したがって、周辺の地下水位を著しく低下させること及び流況が大きく変化することはないため、計画地周辺の地盤に及ぼす影響は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p>
	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>【地盤の変形の範囲及び程度】</p> <p>計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下構造物築造後においては、山留め壁（SWM）及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものと考ええる。</p> <p>したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p>
	<p>【地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周りを注回して流れると考えられる。よって、地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。</p> <p>また、計画建築物の地下躯体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。</p> <p>したがって、地下構造物の存在による地下水の水位及び流況が大きく変化することはないため、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>なお、新施設では計画地内の深さ約250mmの既存井戸から地下水を利用する計画であるが、新施設の揚水量は既存施設の約500m<sup>3</sup>/日に対し、約100m<sup>3</sup>/日と少なくなることから、揚水による地下水の水位及び流況が大きく変化することはないと考える。</p>

表1-1(7) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

環境影響 評価項目 水循環	<p>評価師の結論</p> <p>＜工事の施行中＞</p> <p>【地下水の水位、状況の変化の程度】</p> <p>掘削工事では、掘削深度の深い区域の周囲を遮水性の高い山留め壁 (SNW) で囲み、かつその先端をシルト質細砂層の滲透水層に到達するGL約-30mまで挿入し、帯水層からの地下水の湧出や山留め壁下側から回り込む地下水の流入を抑制する計画である。</p> <p>したがって、掘削工事に伴う地下水の湧出や回り込みを抑制するとともに、掘削面内の揚水は山留め壁 (SNW) の内部に限られるため、周辺の地下水水位を著しく低下させること及び流量が大きく変化することはないと考える。</p> <p>また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>したがって、掘削工事及び山留め壁の設置が計画地周辺の地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼさないと考える。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【地下水の水位、状況の変化の程度】</p> <p>工事の完了後における地下水の流量については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって、地下水の水位及び流量への影響は小さいと考える。</p> <p>また、計画建築物の地下躯体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。</p> <p>したがって、地下構造物等の存在が計画地周辺の地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼさないと考える。</p> <p>なお、新施設では計画地内の深さ約250mの既存井戸から地下水を利用する計画であるが、新施設の揚水量は既設施設の約500m<sup>3</sup>/日に対し、約100m<sup>3</sup>/日と少なくなることから、揚水による地下水の水位及び流量が大きく変化することはないと考える。</p> <p>【表面流出量の変化の程度】</p> <p>本事業では、雨水浸透施設及び一時貯留槽の設置により、「小平市開発事業案例」に定める雨水流出抑制量以上の対策量を確保する計画である。</p> <p>また、建物屋上に降った雨水は、再利用槽に導いてプラント用水等に有効利用し、余剰分は、一時貯留槽に貯留した後、公共下水道に放流する計画である。</p> <p>したがって、雨水の表面流出量を軽減すると考える。</p>
---------------------	---

表1-1(8) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

環境影響 評価項目 生物・生態系	<p>評価師の結論</p> <p>＜工事の施行中及び工事の完了後＞</p> <p>【生物】</p> <p>陸上動物相の変化の内容及びその程度</p> <p>工事の施行中における計画地内の生息環境の消失について、工事の施行場所では、計画地内の芝地や植栽樹等を利用するアズマネズミ、ムクドリ等の鳥類、ヒガンシロホトカグサ等の爬虫類、ヒゲナシトビ等の昆虫類の生息環境が一部消失することから計画地周辺の同様な環境に一時的に移動すると考えられる。また、計画地内の植栽樹等を一時的に利用するアオゲラ等の鳥類は、主な生息環境の直接改変はないものの、一時的に利用される環境が一部消失する。ただし、工事の完了後は、緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息状況は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>工事の施行中における騒音について、建設作業及び施設の稼働に伴う騒音レベルが高くなる場所では、計画地及びその周辺を生息環境とする哺乳類及び鳥類の利用頻度が一時的に低下する可能性があるものの、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行うことで良好な状態で使用するよう努め、工事工程を十分に計画する等の対策を講じること、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音発生を抑制し、低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>工事の完了後における騒音については、施設の稼働に伴う騒音が発生すると考えられるが、現況の騒音レベルと同程度である。また、騒音対策が必要な機器には必要に応じて騒音対策を講じること、施設の稼働に伴う騒音発生を抑制し、低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>以上のことから、調査地域の生息(音)環境はほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響はなく、評価師の指標を満足すると考える。</p> <p>【環境の変化内容及びその程度】</p> <p>生息(音)環境の消失について、工事の施行場所では、計画地内の芝地や植栽樹等を利用する陸上動物の利用頻度が一時的に低下すると考えられる。ただし、工事の完了後は、緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息環境は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>工事の施行中における騒音について、建設作業及び施設の稼働に伴う騒音レベルが高くなる場所では、計画地及びその周辺を生息環境とする哺乳類及び鳥類の利用頻度が一時的に低下する可能性があるものの、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行うことで良好な状態で使用するよう努め、工事工程を十分に計画する等の対策を講じること、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音発生を抑制し、低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>工事の完了後における騒音については、施設の稼働に伴う騒音が発生すると考えられるが、現況の騒音レベルと同程度である。また、騒音対策が必要な機器には必要に応じて騒音対策を講じること、施設の稼働に伴う騒音発生を抑制し、低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>以上のことから、調査地域の生息(音)環境はほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響はなく、評価師の指標を満足すると考える。</p>
------------------------	--

表 1-1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
生物・生態系	<p>＜工事の施行中及び工事の完了後＞</p> <p>【生態系】 陸域生態系の変化の内容及びその程度 工事の施行中における計画地内の生息環境の消失について、生態系の環境類型区分のうち、本事業に伴って改変されるのは計画地のみであり、樹林地及び草地の改変はない。注目される種及び群集について、上位性のモズは、陸域の林縁部や耕作地等を主な餌場として利用していると考えられ、これらの直接改変はないため、餌資源となる陸上動物の著しい減少はない。典型性について、コナラ群落は本事業に伴う直接改変はない。また、アズマモグラ、シジュウカラ及びヒビシカニホソトクガは、計画地内の芝地や植栽帯等の生息環境が一部消失することから計画地周辺の同様な環境に一時的に移動すると考えられる。ただし、工事の完了後は、緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息状況は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>工事の施行中における騒音について、建設作業及び施設の稼働に伴う騒音レベルが高くなる場所では、計画地及びその周辺を生息環境とする哺乳類及び鳥類の利用頻度が一時的に低下する可能性があるものの、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行うことで良好な状態で使用できるよう努め、工事工程を十分に計画する等の対策を講ずること、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音発生への抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>工事の完了後における騒音については、施設の稼働に伴う騒音が発生すると考えられるが、現況の騒音レベルと同程度である。また、騒音対策が必要な機器には必要に応じて騒音対策を講ずること、施設の稼働に伴う騒音発生への抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。さらに、計画地は緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息状況は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>以上のことから、調査地域の生態系はほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響はなく、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【日影の完了後】 日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。また、煙突による日影時間は高さが既存施設より低くなるため、既存施設より影響は低減される。</p> <p>したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考える。</p> <p>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地の西側に近接して低層住居が位置しているとともに、北側には野火止用水緑道、東側には隣接樹林地が位置している。計画地の西側に近接している低層住居については、日影時間が春分日・秋分日に25分程度減少する。計画地の北側に近接している野火止用水緑道については、日影時間が夏至日・冬至日に10分程度減少し、春分日・秋分日に17分程度減少する。計画地の東側に近接している隣接樹林地については、日影時間が夏至日に55分程度減少し、春分日・秋分日に50分程度減少し、冬至日に30分程度減少する。したがって、工事の完了後の各予測地点付近における日影時間は、現況と比べて減少し、日影の影響は低減されるため、特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられと考える。</p>

表 1-1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
電波障害	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>【遮蔽障害及び反射障害】 東京スカイツリー広域放送の地上デジタル放送（21～27GHz）の遮蔽障害範囲は、対象事業実施区域の西側で、計画地内に収まり、周辺の一般住宅への障害は生じないと予測される。地上デジタル放送（21～27GHz）の遮蔽障害要確認範囲内には、戸建住宅と集合住宅があり障害が発生する可能性がある。東京スカイツリー県域放送の地上デジタル放送（16GHz）の遮蔽障害範囲は、対象事業実施区域の西側で、計画地内に収まり、周辺の一般住宅への障害は生じないと予測する。地上デジタル放送（16GHz）の遮蔽障害要確認範囲内には、戸建住宅と集合住宅があり障害が発生する可能性がある。反射障害については、反射障害の発生が予測される地域を图示するまでには至らないと予測する。</p> <p>衛星放送の遮蔽障害範囲は、計画地の北側の野火止用水緑道まで伸びるが、住宅等がないため一般住宅への障害は生じないと予測する。</p> <p>なお、連絡窓口を設け、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、迅速な対応を図り、適切な障害対策を講ずることにより電波障害は解消されると考える。したがって、本事業に起因する電波障害は評価指標とした「施設の建替えに伴う電波障害を引き起こさないこと」を満足すると考える。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画地周辺は低層及び中層建築物である住宅等が多く、計画地南側には玉川上水、北側には野火止用水緑道があり、水辺環境や緑に恵まれた景観特性を有している。本事業は、既存のごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃水処理施設等を解体し、撤去しその跡地に新施設を建設するものである。工事の完了後の主な建築物等は新ごみ焼却施設、煙突及び（仮称）粗大ごみ処理施設であることから、基本的な景観構成要素の変化は小さく、地域景観の特性の変化の程度は小さい。</p> <p>また、周辺環境に調和した色彩及び敷地内緑化に配慮することにより、評価の指標とした「季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図る」ことを満足すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 工事の完了後には、計画地北側に位置する野火止用水緑道及び南側に位置する玉川上水緑道の地点から眺望の出現により眺望の変化の程度は大きい。景観形成計画には中低木を配置するなど緑化を図る。また、意匠、色彩については、東京都景観計画に定める景観形成基準に基づき、ことにより周囲の景観と調和を図る。さらに、建替え後の煙突は既存煙突の2本から1本へと減らし、高さも100mから59.5mと低くする計画である。</p> <p>したがって、周辺環境に調和した意匠、色彩及び敷地内緑化に配慮することにより、評価の指標とした「季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図る」ことを満足すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地近傍における形態率の変化は、現況と比べて計画地西側で約0.5ポイント減少し、計画地北側で約0.1ポイント、計画地南側で約11.4ポイントの増加に留まる。その他の地点では変化はない。</p> <p>また、工場棟の色彩や形状にあたっては東京都景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、計画地内に中低木等を植えるなど可能な限り緑化を図ることから、評価の指標である「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>

表1-1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
自然との触れ合い活動の場	<p>＜工事の施行中＞</p> <p><b>【建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】</b></p> <p>本事業では、玉川上水緑道及び野火止用水緑道を直接改築することはないため、利用性に影響を生じる工事は実施しない。また、建設機械の稼働及び既存施設の稼働に伴い騒音が発生し、騒音レベルが高くなる場所では、一時的に快適性や機能が損なわれる可能性があるが、仮囲い等の設置による排ガス及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等の実施により、周辺環境への影響を低減する。</p> <p>したがって、工事の施行中において自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はないことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能に著しい影響がないと考える。</p> <p><b>【工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</b></p> <p>工事用車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さい。</p> <p>さらに、工事用車両の走行ルートは、分散させる。また、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにする。</p> <p>したがって、工事の施行中において自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないと考える。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p><b>【施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】</b></p> <p>本事業は、既存のごみ処理施設の建替えを行うものであることから、基本的な施設の稼働等に伴う影響は現況に比べて大きな変化はない。</p> <p>したがって、工事の完了後において自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はないことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能に著しい影響がないと考える。</p> <p><b>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</b></p> <p>廃棄物等運搬車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さい。</p> <p>さらに、廃棄物等運搬車両の走行に際しては、運転手等の関係者に空かしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びブレーキ・エンジンストップ等の助行の注意喚起を徹底する。</p> <p>したがって、工事の完了後において自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないと考える。</p>

表1-1(12) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>＜工事の施行中＞</p> <p><b>【解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量及び処理・処分方法】</b></p> <p>既存施設の解体及び撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率の目標値を満足する。</p> <p>なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。</p> <p>したがって、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。</p> <p><b>【建設工事に伴う廃棄物等の排出量、有効利用量、再資源化量及び処理・処分方法】</b></p> <p>新施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約219tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率の目標値を満足する。</p> <p>なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認する。</p> <p>また、新施設の建設に伴い発生する建設発生土は約30,008m<sup>3</sup>であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出し、再利用を図る。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。</p> <p>したがって、建設工事に伴い発生する廃棄物の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。</p> <p><b>【特別管理産業廃棄物の処理処分の方法、保管方法及び運搬方法】</b></p> <p><b>マニフェスト廃棄物</b></p> <p>既存施設の調査結果では、非揮散性マニフェストが確認されていることから、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（マニフェスト）飛散防止マニフェスト」に従い状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施する。</p> <p>除去したマニフェストについては、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（マニフェスト）飛散防止マニフェスト」に従い、物じんが飛散しないよう、堅固な容器や二重袋詰め等を実施し、運搬するまでの間、隔離作業場に設けた一次保管場所に適切に保管する。</p> <p>運搬・処分にあたっては、「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含む廃棄物の適正処理に関する指針」(昭和62年8月62清環産第105号)に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。</p> <p>また、運搬・処分にあたっては新たに発生した場合については、法令等に基づき適切に処理・処分する。</p> <p>以上により、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。</p>

表 1-1(13) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物 温室効果ガス	<p><b>P08 廃棄物</b></p> <p>既存施設の調査結果では、一部の進相コンテナにおいて混入を否定できない結果となつていことから、今後、各施設の使用を停止し、解体工事を実施する段階で、事前に調査を実施する。また、新たにPCB廃棄物が発生した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な保管・管理を行い、法令で定められた処分期間中に速やかに処分する。運搬にあつては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(平成23年8月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。</p> <p>以上により、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考ええる。</p> <p><b>&lt;工事の完了後&gt;</b></p> <p><b>【陸棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法】</b></p> <p>新施設の稼働に伴う廃棄物(主灰、飛灰) 搬出量は、ストローカ式で10,775 t、流動床式で5,431 tと予測するが、発生した主灰、飛灰はエコセメント化施設(東京たま川資源循環組合)に搬出し、エコセメント化による再資源化を行う計画である。また、流動床式で発生する不燃物については、全量を再資源化業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。なお、新施設から排出される鉄屑については、製品原料として資源化を行う計画である。</p> <p>(仮称)相大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物の排出量は、6,664 tと予測するが、選別後の鉄屑・アルミ類及び小型家電は民間リサイクル業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。有害物については、関係法令に基づいて適正に処理・処分する。破砕残さは新施設において焼却を行う。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う廃棄物は適正に循環的な利用が行われるよう必要な措置を講じ、再資源化する計画であることから、陸棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考ええる。</p> <p><b>&lt;工事の完了後&gt;</b></p> <p><b>【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】</b></p> <p>計画施設では、電気、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約6.7万t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約1.7万t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約5万t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。</p> <p>本事業では、エネルギーの有効活用として、ごみ発電及び近隣施設へ熱供給を実施するとともに、太陽光の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、建物の断熱を図り、高効率モーターやLED照明導入によりエネルギー使用量を削減でき、以上のことから、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、エネルギー使用の合理化等に関する法律等、地球温暖化対策の推進に関する法律及び環境確保条例等に定める事業者の責務に照らして妥当なものであると考えられる。</p>

# 告 示 (教)

## ●東京都教育委員会告示第二十七号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条の規定により、多摩六都科学館を博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。

令和二年五月十一日

東京都教育委員会

- 一 設置者の名称及び住所 多摩六都科学館組合  
西東京市芝久保町五丁目十番六十四号
- 二 施設の名称 多摩六都科学館
- 三 施設の所在地 西東京市芝久保町五丁目十番六十四号
- 四 指定年月日 令和二年五月十一日
- 五 指定番号 第六十五号

# 公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市萩山町一丁目三十八 立川市幸町一丁目二十一番  
番二十七及び同番三十九 地一  
株式会社アステイク

<p>代表取締役 宮谷 祐介</p> <p>三鷹市中原三丁目二百十番二、小平市鈴木町一丁目四百七 五百八十一番十、五百八十二 十二番地四十 番三及び五百九十七番二 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠</p> <p>府中市南町一丁目二十五番三、西東京市芝久保町四丁目二 同番二十三及び同番二十四 十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があつたので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、令和二年五月十一日から四月以内に東京都産業労 働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和二年五月十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 店舗名 スーパービバホーム東久留米店</p> <p>二 店舗所在地 東久留米市上の原二丁目二番地ほ か</p> <p>三 設置者名 三井住友ファイナンス&amp;リース株</p>
<p>株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番二号 五 変更前の店舗名 (仮称)スーパービバホーム東久 留米店</p> <p>六 変更後の店舗名 スーパービバホーム東久留米店</p> <p>七 変更前の店舗所在 東久留米市上の原一丁目三百三十 地 三番二ほか</p> <p>八 変更後の店舗所在 東久留米市上の原二丁目二番地ほ か</p> <p>九 変更日 平成三十一年二月十六日ほか 十 届出日 令和二年三月二十三日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十二 縦覧期間 令和二年五月十一日から同年九月 十一日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 西友久米川店</p> <p>二 店舗所在地 東村山市柴町二丁目三番地十ほか 株式会社野澤綜合本社</p> <p>三 設置者住所 東村山市本町二丁目四番地二十八 四 設置者住所 野澤 正稔</p> <p>五 変更前の設置者の 野澤 正稔 代表者名</p> <p>六 変更後の設置者の 野澤 律夫 代表者名</p> <p>七 変更を行った小売 合同会社西友 業者の氏名又は名</p>	
<p>称</p> <p>八 変更前の小売業者 ステイブ・ヘイズ・デイカス の代表者名</p> <p>九 変更後の小売業者 リオネル・アルベール・ジェイ・ の代表者名 デスクリー・ドウ・マレドスー</p> <p>十 変更日 平成三十一年三月十五日ほか 十一 届出日 令和二年三月二十五日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和二年五月十一日から同年九月 十一日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があつたので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、令和二年五月十一日から四月以内に東京都産業労 働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一</p>	

号)に到着するように提出してください。

令和二年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 西友久米川店

二 店舗所在地 東村山市栄町二丁目三番地十ほか

三 設置者名 株式会社野澤綜合本社

四 設置者住所 東村山市本町二丁目四番地二十八

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 二十二台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 八台

七 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 隔地 二百六十台

八 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側 四十八台

九 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三三・六〇立方メートル

十 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十四・四八立方メートル

十一 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間ほか

十二 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間ほか

十三 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 隔地ほか

十四 変更後の駐車場 二箇所 隔地ほか

の自動車の出入口の数及び位置

十五 変更日

令和二年十一月二十六日

十六 届出日

令和二年三月二十五日

十七 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間

令和二年五月十一日から同年九月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

